



令和7年分所得税及び復興特別所得税の 予定納税額の7月(11月)減額申請書

11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

税務署長

令和 年 月 日提出

現在の住所又は居所事業所等	(〒 -)	職業	
フリガナ氏名		電話番号	

令和7年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

		通 知 を 受 け た 金 額	申 請 金 額
予定納税基準額又は申告納税見積額		円	円
予 定 納 税 額	第 1 期 分		円
	第 2 期 分		円

- 「通知を受けた金額」欄には、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。
ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額 (㉓の金額)」、「予定納税額 (㉔、㉕の金額)」をそれぞれ書いてください。

- 1 減額申請の理由 (該当する項目を で囲んでください。)
廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他 (業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)
- 2 減額申請の具体的理由 (例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。)

- 3 添付書類の名称 (申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。)

- (1) (2) (3) (4)

申告納税見積額等の計算書 (書き方は裏面を参照してください。)

			申 請 金 額
令和7年分の所得金額の見積額	営業等・農業	①	円
	不動産	②	
	利子	③	
	配当	④	
	給与	⑤	
	雑	⑥	
	総合譲渡・一時	⑦	
	合計 (総合課税)	⑧	
		⑨	
		⑩	
	合計所得金額	⑪	
所得から差し引かれる金額	社会保険料 小規模企業共済等掛金 控除	⑫	
	生命保険料 控除	⑬	
	地震保険料 控除	⑭	
	寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者 控除	⑮	
	配偶者 (特別) 控除	⑯	
	扶養 控除	⑰	
	基礎 控除	⑱	
	雑損 控除	⑲	
	医療費 (特例) 控除	⑳	
	寄附金 控除	㉑	
	合計	㉒	

			申 請 金 額
課税される所得金額	⑧に対する金	㉓	円
	⑨に対する金	㉔	
	⑩に対する金	㉕	
	②の金額を、まず⑧の金額から差し引き、引ききれないときは、⑨及び⑩の金額から差し引いて書いてください。		
税 額	上の㉓に対する税額	㉖	
	上の㉔に対する税額	㉗	
	上の㉕に対する税額	㉘	
	合 計	㉙	
控除	配当 投資税額等の控除	㉚	
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	㉛	
	政党等寄附金等特別控除	㉜	
	住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除	㉝	
	差引所得税額 (㉙ - ㉚ - ㉛ - ㉜ - ㉝)	㉞	
	(赤字のときは0と書いてください。)		
	災害減免額、所得税に係る分配調整外国税相当額控除及び外国税額控除額	㉟	
	所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額 × 100 / 102.1)	㊱	
	再差引所得税額 (㉞ - ㉟ - ㊱)	㊲	
	(赤字のときは0と書いてください。)		
	㊲ × 2 . 1 %	㊳	
	申告納税見積額 (㊲ + ㊳)	㊴	
予 定 納 税 額	第 1 期 分	㊵	
	第 2 期 分	㊶	

- ご注意
- ◎この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月15日、11月減額申請の場合は11月15日です。
- ◎予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とは計算のしかたが異なりますからご注意ください。
- ◎変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	青白区分	振替納税利用金融機関番号	一連番号
	年 月 日	0				

申告納税見積額等の計算書の書き方

1 「所得金額」①～⑪欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和7年分の所得金額を見積もって書いてください。

この場合、次の点に注意してください。

- (1) 「**営業等・農業**」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。
※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。
- (2) 「**給与**」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください、「給与所得の速算表」により求めた金額(所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の金額)を書きます。
- (3) 「**総合譲渡・一時**」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$

- (4) 「**⑨～⑪**」の各欄……⑨欄及び⑩欄については、次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。
 - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……………「分離短期譲渡」
 - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……………「分離長期譲渡」
 - ハ 一般株式等の譲渡所得等……………「一般株式等の譲渡等」
 - ニ 上場株式等の譲渡所得等……………「上場株式等の譲渡等」
 - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得……………「上場株式等の分離配当等」
 - ヘ 分離課税の先物取引の雑所得等……………「先物取引の分離雑等」
 - ト 山林所得……………「山林」⑪欄については、合計所得金額を書きます。合計所得金額とは、⑧欄の金額と、上記イからトまでの所得がある場合のその所得金額(上記イ及びロの分離課税の土地建物等の短(長)期譲渡所得については特別控除前の金額)及び退職所得金額を合計した金額です。

2 「所得から差し引かれる金額」⑫～⑳欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和7年分の控除額を見積もって書いてください。

3 「税額」㉔～㉙欄

- (1) 「**上の㉔に対する税額**」㉔欄……国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください、「所得税の税額表」で求めた税額を書きます。
- (2) 「**上の㉕に対する税額**」㉕欄
「**上の㉖に対する税額**」㉖欄 } ……1の(4)のイからトまでの所得がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額(㉕、㉖の各種の金額)に対する税額を書きます。
 - イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{課税分離短期譲渡の金額} \times 30\%$
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合があります。
 - ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{課税分離長期譲渡の金額} \times 15\%$
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合があります。
 - ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{一般株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$
 - ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{上場株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$
 - ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{上場株式等の課税分離配当等の金額} \times 15\%$
 - ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{先物取引の課税分離雑等の金額} \times 15\%$

ト 課税山林の金額に対する税額……国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください、「令和7年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

4 「配当控除、投資税額等の控除」㉚欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。

- (1) 配当控除……「㉔の金額+課税分離短期譲渡の金額+課税分離長期譲渡の金額+一般株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税分離配当等の金額+先物取引の課税分離雑等の金額」が、
 - イ 1千万円以下の場合……「㉔の金額×10%」になります。
㉔の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算してください。
 - ロ 1千万円を超える場合……国税庁ホームページのタックスアンサー「配当所得があるとき(配当控除)」をご覧ください、計算してください。
- (2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。

5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉛欄、「政党等寄附金等特別控除」㉜欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除」㉝欄……6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和7年分の控除額を見積もって書いてください。

6 「災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額」㉞欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額並びに所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額の合計額を書きます。 (注) 所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額には、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。

7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉟欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。 $\text{源泉徴収税額} \times 100/102.1$

8 「予定納税額」㊱、㊲欄

- (1) 7月減額申請の場合
「**第1期分**」㊱欄 } それぞれ「申告納税見積額」㉙の金額の $\frac{1}{3}$ に当た
「**第2期分**」㊲欄 } る金額を書きます。
- (2) 11月減額申請の場合
「**第1期分**」㊱欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。
「**第2期分**」㊲欄……{「申告納税見積額」㉙－「第1期分」㊱}× $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。
ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉙の金額の $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。

- 7月減額申請をした方が、11月減額申請をする場合の書き方や、この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください。



- 租税特別措置法第41条の19に規定する「特定の基準所得金額の課税の特例」に該当する方は、通常の記載と異なりますので、詳しくは、国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください。

所得税の特定船舶に係る
特別修繕費の金額の認定申請書

____税務署長

____年 ____月 ____日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 -) (TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ			
氏名		生年月日	年 月 日生
職業		フリガナ 屋号	

____年分から次の船舶について特別修繕準備金の積立てをしたいので、積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。

1 認定を受けようとする船舶の明細

区 分	申 請 船 舶	類 似 船 舶 (所有者)
種 類		
構 造 又 は 用 途		
細 目		
名 称		
船 籍 港		
ト ン 数 又 は 容 積 量		
建 造 年 月 日		
中古船舶を取得した場合は その年月日及び前所有者名	(前所有者)	
建 造 年 月 日 か ら の 経 過 年 数		
類似船舶について最近に 行われた特別修繕完了の日		
同上に要した特別修繕費の 費 用 の 額		
認 定 を 受 け よ う と す る 特 別 修 繕 費 の 金 額		

2 その他参考事項

関与税理士

(TEL - -)

税務署整理欄

整 理 番 号

0 | | | | | | |

関係部門
連 絡

A

B

C

書 き 方

- 1 この申請書は、青色申告者が特定船舶に係る特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に提出するものです。
- 2 この申請書には、特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類を添付してください。
- 3 「類似船舶」欄には、この認定を受けようとする船舶（以下「申請船舶」といいます。）について、種類、構造、容積量（トン数）、建造後の経過年数等が、その申請船舶と類似する船舶（以下「類似船舶」といいます。）の最近に行った特別修繕の費用の額を基礎として認定を申請する特別修繕費の金額を記載します。
また、その類似船舶の所有者の氏名又は名称を所有者名（ ）の中に記載します。

(別 紙)

徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書

〔この計算書の「本年分」、「前年分」などの年分は、徴収猶予を受けようとする年分を「本年分」とし、以下これを基準として定めています。〕

1 前年分の所得金額

所得の種類	種 目	支払者の名称・氏名 又は所得の生ずる場所	収 入 金 額	給与所得控除額・公的年金等控除額・必要経費	所 得 金 額
給 与			円	円	円
合 計					①

(注)「所得金額」欄には、分離課税の譲渡所得については、特別控除前の金額を記入してください。

2 前年に受けた災害による損失額

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	損 害 金 額	保険金などで補填される金額	差 引 損 失 額
			円	円	② 円

3 前年分に繰り越された繰越雑損失の金額 〔 2 年前以前 4 年間に災害を受けた人で災害を受けた年分以後引き続き申告書を提出している人に限ります。 〕

2 年前の災害に係る 繰越雑損失の金額	3 年前の災害に係る 繰越雑損失の金額	4 年前の災害に係る 繰越雑損失の金額	5 年前の災害に係る 繰越雑損失の金額
① 円	② 円	③ 円	④ 円

4 本年分に繰り越される繰越雑損失の金額 (③の金額が 0 か赤字の人は、この徴収猶予を受けることはできません。)

(1) 前年分に繰り越された雑損失の金額のない場合 (上記 3 の金額がない場合)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{(②差引損失額} - \text{①} \times 10\%) \quad \text{(②のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円)} \\ \text{円 と 円 とのいずれか多い方の金額} \end{array} \right\} \\ - (\text{①} - \text{分離譲渡の特別控除額}) = \text{③} \text{円}$$

(注) 差し引く順序については、確定申告書 (損失申告用) の書きかたを参照してください。

(2) 前年分に繰り越された雑損失の金額がある場合 (上記 3 の金額がある場合) で前年分に災害による損失額がないとき

イ ④又は⑤の金額がある場合で⑥又は⑦の金額がないとき

$$(\text{④} + \text{⑤}) - \text{①} = \text{③} \text{円}$$

ロ ④又は⑤の金額のほか⑥又は⑦の金額もある場合

$$(\text{④} + \text{⑤}) - (\text{①} - \text{⑥} - \text{⑦}) = \text{③} \text{円}$$

(赤 字 の と き は 0)

(3) 前年分に繰り越された雑損失の金額がある場合 (上記 3 の金額がある場合) で前年分に災害による損失額があるとき

イ ④又は⑤の金額がある場合で⑥又は⑦の金額がなく、「④+⑤」の金額が①より大きいとき

$$\text{②} + \{ (\text{④} + \text{⑤}) - \text{①} \} = \text{③} \text{円}$$

ロ ④又は⑤の金額がある場合で⑥又は⑦の金額がなく、「④+⑤」の金額が①より少ないとき

$$\text{①} - (\text{④} + \text{⑤}) = \text{③} \text{円}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{(②差引損失額} - \text{③} \times 10\%) \quad \text{(②のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円)} \\ \text{円 と 円 とのいずれか多い方の金額} \end{array} \right\} \\ - (\text{③} - \text{分離譲渡の特別控除額}) = \text{③} \text{円}$$

ハ ④又は⑤の金額のほか⑥又は⑦の金額もある場合で、「④+⑤+⑥+⑦」の金額が①より大きいとき

$$\text{①} - (\text{⑥} + \text{⑦}) = \text{③} \text{円 (赤字のときは 0)}$$

$$\text{②} + (\text{④} + \text{⑤} - \text{③}) = \text{③} \text{円}$$

ニ ④又は⑤の金額のほか⑥又は⑦の金額もある場合で、「④+⑤+⑥+⑦」の金額が①より少ないとき

$$\text{①} - (\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}) = \text{③} \text{円}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{(②差引損失額} - \text{③} \times 10\%) \quad \text{(②のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円)} \\ \text{円 と 円 とのいずれか多い方の金額} \end{array} \right\} \\ - (\text{③} - \text{分離譲渡の特別控除額}) = \text{③} \text{円}$$

5 本年分の給与等及び公的年金等の収入金額の見積額に応ずる給与所得控除額及び公的年金等控除額の計算

徴収猶予を受けようとする給与等及び公的年金等の支払者の名称・氏名		左の者から受ける本年分の収入額 の見積額	左の収入金額の見積額の合計額に応ずる 給与所得控除額及び公的年金等控除額
給与等		円	⑤給与所得控除額 円
	日 雇 給 与	④	⑥給与所得控除額
公 的 年 金 等			⑦公的年金等控除額 円

(注) 日雇給与については、「徴収猶予を受けようとする給与等及び公的年金等の支払者の名称・氏名」欄は記入する必要はありません。

6 徴収猶予限度額の計算の基礎となる配分額の合計額

	③の金額	⑤の金額	障害者・高齢者・寡婦 寡夫・勤労学生控除額	配 偶 者 控 除 額 配偶者特別控除額	扶 養 控 除 額 人	基礎控除額	計
給与・年金 ・報酬	円	円	円	円	円	円	円 ⑧
日雇給与							⑨

7 徴収猶予限度額の計算 〔 2 以上の給与等・公的年金等・報酬等から徴収猶予を受けようとする場合には、各給与等の収入金額、公的年金等又は報酬等の範囲内で徴収猶予限度額を配分してください。 〕

所得の種類	本年分の収入金額 の見 積 額	配 分 額	倍 率	徴 収 猶 予 限 度 額
給 与 等	円	円	1.0	⑩ 円
公 的 年 金 等			1.0	⑪
一 般 の 報 酬			1.5	⑫
社会保険診療報酬			3.5	⑬

イ 徴収猶予を給与等、公的年金等又は報酬等のうちの1つからのみ受ける場合は、⑧の金額をその該当する所得の配分額欄に移記してください。

ロ 徴収猶予を給与等、公的年金等又は報酬等のうちの2以上から受ける場合は、⑧の金額を徴収猶予を受けようとする所得の本年分の収入金額の見積額の範囲内でそれぞれ配分し、その該当する所得の配分額欄に移記してください。

8 徴収猶予期間の計算（これらの欄は、徴収猶予を日雇給与から受ける人が計算する欄です。）

本年分の日雇給与の収入金額 （④ の 金 額）	左の収入金額に対する給与 所得控除額（⑥の金額）	差 引 金 額 （⑤ － ⑥）	1 か月平均給与の額 ⑦ × 12
⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円

⑨の金額 円 ÷ ⑩の金額 円 = ⑪ か月（1月未満の端数は切り上げてください。）

(注) この計算した期間が、実際に徴収猶予を開始する月からその年の12月までの月数より多くなるときは、その12月までの月数が限度となります。

保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書
保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書_____
税務署長

____年____月____日提出

住（居）所	(〒 -)			電話番号			
フリガナ氏名			性別			生年月日	年 月 日
個人番号			国籍				

(平成二十七年分以降用)

1 基本事項

国内において役務の提供を開始した日		年 月 日				
居住形態	居住者	居住者となった日		年 月 日		
	非居住者	当初入国年月日	年 月 日	在留期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
		在留資格			相手国の納税者番号	
		相手国の納税地				
		納税管理人	住（居）所 _____ フリガナ氏名 _____ 電話番号 _____			

2 (特定社会) 保険料に関する事項

相手国法人との雇用契約	日本での就労期間	課税の特例を受けることができる事情の詳細
有 ・ 無	年 月 日 ~ 年 月 日	

(特定社会)保険料	種類			(特定社会)保険料の支払(控除)金額	①	円
	支払(控除)年月日	年 月 日	(特定社会)保険料の上限 (計算方法は、裏面を参照してください。)	②		
			特例の対象となる(特定社会)保険料の額 (①と②とのいずれか少ない方の金額)	③		
(特定社会)保険料の金額の計算の基礎となった所得	種類	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	所得の金額	④	円
	支払者	住（居）所又は所在地				
		氏名又は名称				

3 還付に関する事項 (実特法第5条の2の2第5項の規定による還付を受けようとする場合にのみ記入します。)

2③×20.42%	⑥	円	還付請求金額 (2⑤と⑥のいずれか少ない方の金額)	⑦	円
-----------	---	---	------------------------------	---	---

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)				(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)	
			銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所	貯金口座の 記号番号 _____	
	預金種類		口座番号		(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)	

関与税理士
(TEL - -)

税務署 整理 欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号			一連番号
	年 月 日					
	番号確認	身元確認	確認書類			
	☐ 済 ☐ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()				

書 き 方

- 1 この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）（（保険料を支払った場合等の課税の特例））の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。）に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。

また、実特法第 5 条の 2 の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。

- 2 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」のいずれかを抹消します。
保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

その他の各欄は次により記入します。

(1) 「1 基本事項」の各欄

「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。

非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実特法第 5 条の 2 の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る条約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その条約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要です。）は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

(2) 「2 （特定社会）保険料に関する事項」の各欄

保険料（実特法第 5 条の 2 の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「（特定社会）保険料」といいます。）について記入します。

条約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ○を囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類									
支払(控除) 年 月 日									
金額									

※ （特定社会）保険料の支払（控除）金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「（特定社会）保険料の支払（控除）金額（①）」欄に、支払（控除）保険料の合計額を、「（特定社会）保険料の上限（②）」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

（特定社会）保険料の上限 = （イ＋ロ＋ハ＋ニ）×保険料の金額の基礎となった期間の月数

イ 厚生年金保険法の最高等級の標準報酬月額^{注1}×保険料率^{注2}×1／2

ロ 厚生年金保険法の標準賞与額の限度額^{注3}×保険料率^{注2}×1／2×3÷12

ハ 健康保険法の最高等級の標準報酬月額^{注4}×保険料率^{注5}×1／2

ニ 健康保険法の標準賞与額の限度額^{注6}×保険料率^{注5}×1／2÷12

（注）1 厚生年金保険法第 20 条第 1 項に規定する標準報酬月額

2 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率

3 厚生年金保険法第 24 条の 4 第 1 項後段の規定より定められる標準賞与額の限度額

4 健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額

5 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率

6 健康保険法第 45 条第 1 項ただし書の規定より定められる標準賞与額の限度額

<居住者の方> 「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に転記し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。

<総合課税により確定申告する非居住者の方> 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。

<172 条申告書を提出する非居住者の方> 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した後の額を記入します。

(3) 「3 還付に関する事項」の各欄

還付請求書として使用する場合にのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名称の口座を記入します。

- 3 この届出書には、次の(1)（還付請求書として提出する場合は(1)及び(2)）の書類を添付する必要があります（添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。）。

- (1) 条約相手国の社会保障制度に係る（特定社会）保険料について特例の適用を受ける場合・・・条約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその（特定社会）保険料の金額を証する書類

- (2) 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等

- 4 この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します（確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します。）。

なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日）以後、住所地等の所轄税務署に提出します。

※ この届出書又は還付請求書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②届出又は請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		（フリガナ） あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄（ ）
	給与の支払者の法人番号		あなたの住所 又は居所	
	給与の支払者の所在地（住所）			

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	新 築 又 は 購 入 に 係 る 借 入 金 等 の 計 算			㊦ 増改築等に係る 借入金等の計算
	㊡ 住 宅 の み	㊢ 土 地 等 の み	㊣ 住 宅 及 び 土 地 等	
新築、購入及び増改築等に係る 住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (内、連帯債務による借入金の額)	㊡のうち㊡に係るもの () 円	㊢ () 円	㊣ () 円	㊦のうち㊦に係るもの () 円
住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (㊡ の うち 単 独 債 務 の 額 + ㊡のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	() % 円	() % 円	() % 円	() % 円
㊡と証明事項の取得対価の額又は 増 改 築 等 の 費 用 の 額 の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額	㊡と㊢の少ない方 円	㊢と㊣の少ない方 円	㊡と(㊢+㊣)の少ない方 円 (注1)	㊡と㊦の少ない方 円
㊢ × 「 居 住 用 割 合 」	() % 円	() % 円	() % (注2) 円	() % 円
住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 等 (㊡ の 欄 の 合 計 額)	(最高 万円) 円	年間所得の見積額 (万円を超える場合は 控除の適用がありません。)	円	
住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 額 (㊡ ×)	(100円未満の端数を切り捨て) (最高 円) 00	重 複 適 用 を 受 け る 場 合 の (特 定 増 改 築 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 額 (記入に当たっては、同封の説明書をお読みください。)	(100円未満の端数を切り捨て) (最高 円)	円 00

(備考)

(注1) ③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑤又は⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。

(注2) C欄の4の居住用割合については、「A欄の4の居住用割合とB欄の4の居住用割合」や「D欄の4の居住用割合とB欄の4の居住用割合」が異なる場合は、同封の説明書をお読みいただき記入してください。

この申告書及び証明書は、年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時まで保存し、給与の支払者に提出してください。
なお、この用紙を計算明細書として使用し、確定申告書に添付することもできます。

年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

左記の方の住宅借入金等特別控除に関する事項について次のとおり証明します。

年 月 日

税務署長

印

(証明事項)

	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
① 居住開始年月日	② 取得対価の額 円	③ 居住用割合 %	④ 連帯債務割合 %	⑤ 取得対価等の額 円	⑥ 居住用割合 %	⑦ 連帯債務割合 %
年 月 日						

	増改築等に関する事項			
⑧ 居住開始年月日	⑨ 増改築等の費用の額 円	⑩ 居住用割合 %	⑪ 連帯債務割合 %	⑫ 住宅の区分等
年 月 日				

住宅借入金等の年末残高に関する事項			
⑬ 住宅のみ 円	⑭ 土地等のみ 円	⑮ 住宅及び土地等 円	⑯ 備考

(参考) 適用初年分の控除額

円

各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。
※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

年分

税務署長	給与の支払者の の名称（氏名）		（フリガナ） あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄（ ）
	給与の支払者の の法人番号	：	：	：
	給与の支払者の の所在地（住所）	あなたの住所 又は居所		

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目		新築又は購入に係る借入金等の計算			D 増改築等に係る 借入金等の計算
		A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 （内、連帯債務による借入金の額）	①	ワのうちAに係るもの 円 （ ）	カ 円 （ ）	ヨ 円 （ ）	ワのうちDに係るもの 円 （ ）
	②	（ ） 円	（ ） 円	（ ） 円	（ ） 円
住宅借入金等の年末残高 （①のうち単独債務の額＋ ①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」）	②				
②と証明事項の取得対価の額又は 増改築等の費用の額の いずれか少ない方の金額	③	②とロの少ない方 円	②とホの少ない方 円	②と（ロ＋ホ）の少ない方 円 （注1）	②とリの少ない方 円
③ × 「居住用割合」	④	（ ） 円	（ ） 円	（ ） 円 （注2）	（ ） 円
住宅借入金等の年末残高等 （④の欄の合計額）	⑤	（最高 万円） 円	年間所得の見積額 （ 万円を超える場合は 控除の適用がありません。）	円	
住宅借入金等特別控除額 （ ）	⑥	（100円未満の端数切捨て） 円 （最高 円）	重複適用を受ける場合の （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額 （記入に当たっては、国税庁HPに掲載の説明書をお読みください。）	（100円未満の端数切捨て） 円 （最高 円）	

（備考）

（注1） Cの区分に該当する住宅借入金等の年末残高とA、B又はDの区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。
（注2） C欄の④の居住用割合については、「A欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」や「D欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」が異なる場合は、国税庁HPに掲載の説明書をお読みいただいて記入してください。

年分

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

□□□□□□□□ _____様	左記の方の住宅借入金等特別控除 に関する事項について次のとおり 証明します。 年 月 日 税務署長
---------------------------------------	---

（証明事項）

イ 居住開始年月日 年 月 日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	ロ 取得対価の額 円	ハ 居住用割合 %	ニ 連帯債務割合 %	ホ 取得対価等の額 円	ヘ 居住用割合 %	ト 連帯債務割合 %
チ 居住開始年月日 年 月 日	増改築等に関する事項			ヲ 住宅の区分等		
	リ 増改築等の費用の額 円	ヌ 居住用割合 %	ル 連帯債務割合 %			
住宅借入金等の年末残高に関する事項				タ 備考		
ワ 住宅のみ 円	カ 土地等のみ 円	ヨ 住宅及び土地等 円				
（参考）適用初年分の控除額 円				各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。		

書面による確定申告、または年末調整される場合は、この「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」を印刷したものは使用できません。
e-Taxホームページに掲載している「QRコード付証明書等作成システム」を使用し、QRコード付控除証明書を作成し、使用ください。

(ntaclient)

様

来年の確定申告の際には、必ず**予定納税額(合計欄の金額)**を記載し、差し引いて計算してください。

令和 7 年 6 月 13 日

税 務 署 長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和 7 年分 所得税及び復興特別所得税の**予定納税額**の通知書（一般用）

●**予定納税について**

あなたの令和 7 年分の予定納税額（第 1 期分・第 2 期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑮の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和 7 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、円です。

予 定 納 税 額	第 1 期 分	円
	第 2 期 分	
	合 計	

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●**予定納税額の納付について**

振替納税をご利用の方	【引落日】 第 1 期分： 令和 7 年 7 月 31 日 第 2 期分： 令和 7 年 11 月 30 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第 1 期分： 令和 7 年 7 月 1 日 ～ 同年 7 月 31 日 第 2 期分： 令和 7 年 11 月 1 日 ～ 同年 11 月 30 日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方には、納付書を同封していません。 第 2 期分の納付書は、次の方を除き後日送付します。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予 定 納 税 基 準 額 の 計 算 の 基 礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和 6 年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)		① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		②
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)		③
令和 6 年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④
所得から差し引かれる金額		⑤
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きします。)	③に対する金 額	⑥
	④に対する金 額	⑦
税 額	上の⑥に対する税額	⑧
	上の⑦に対する税額	⑨
	合 計	⑩
配当除税 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		⑪
差 引 所 得 税 額 (⑩ - ⑪)		⑫ (赤字のときは 0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬	
令和 6 年分 特別 税 額 控 除	⑭	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の ⑫の金額)	⑮	
再 差 引 所 得 税 額 (⑫-⑬-⑭-⑮)	⑯	(赤字のときは 0)
復興特別所得税額相当額 ⑯ × 2.1%	⑰	
予 定 納 税 基 準 額 (⑯ + ⑰)	⑱	

⑮の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		⑲ 円
⑲のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの		⑳
差 引 税 額 (⑲ - ㉑)	㉑	
㉑のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉑×100／102.1)	㉒	

詳しくは、同封の『令和7年分 予定納税について』をご覧ください。

来年の確定申告の際には、必ず**予定納税額(合計欄の金額)**を記載し、差し引いて計算してください。

令和 7 年10月 15 日

税 務 署 長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略してあります。

令和 7 年分 所得税及び復興特別所得税の**予定納税額**の通知書（一般用）

特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和 7 年分の予定納税額（第 2 期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑮の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和 7 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、円です。

予定納税額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	円
	合 計	

※特別農業所得者の方は、第 1 期分はありません。確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第 2 期分： 令和 7 年11月 30 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第 2 期分： 令和 7 年11月 1 日 ～ 同年11月 30 日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、次の方には納付書を同封していません。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予 定 納 税 基 準 額 の 計 算 の 基 礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和 6 年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)		① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		②
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)		③
令和 6 年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④
所得から差し引かれる金額		⑤
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きします。)	③に対する金 額	⑥
	④に対する金 額	⑦
税 額	上の⑥に対する税額	⑧
	上の⑦に対する税額	⑨
	合 計	⑩
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		⑪
差 引 所 得 税 額 (⑩ - ⑪)		⑫ (赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬	
令和 6 年分 特別 税 額 控 除	⑭	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の ⑫の金額)	⑮	
再 差 引 所 得 税 額 (⑫-⑬-⑭-⑮)	⑯	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑯ × 2.1%	⑰	
予 定 納 税 基 準 額 (⑯ + ⑰)	⑱	

⑮の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		⑲ 円
⑲のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの		⑳
差 引 税 額 (⑲ - ㉑)		㉑
㉑のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉑×100/102.1)		㉒

詳しくは、同封の『令和7年分 予定納税について』をご覧ください。

整理番号

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日
税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について

あなたの 年分の予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の18欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、 円です。

予定納税額	第 1 期 分	円
	第 2 期 分	
	合 計	

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分： 年 月 日 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分： 年 月 日 ～同年 月 日 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎 ※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
年 分 の 総 所 得 金 額 (分離課税の所得は除かれています。)		1 円
1 欄 の 金 額 の うち 譲 渡 、 一 時 、 雑 及 び 臨 時 の 各 所 得 の 金 額	2	
差 引 総 所 得 金 額 (1 欄 - 2 欄)	3	
年 分 の 分 離 課 税 の 上 場 株 式 等 の 配 当 所 得 等 の 金 額	4	
所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	5	
課税される所得金額 (5 欄の金額を、まず3 欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4 欄の金額から差し引きします。)	3 欄に対する金額	6
	4 欄に対する金額	7
税 額	上 の 6 欄 対 する 税 額	8
	上 の 7 欄 対 する 税 額	9
	合 計	10
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		11
差 引 所 得 税 額 (10 欄 - 11 欄)	12	(赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	13	
令和6年分特別税額控除	14	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の22欄の金額)	15	
再 差 引 所 得 税 額 (12 欄 - 13 欄 - 14 欄 - 15 欄)	16	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 16 欄 × 2.1 %	17	
予 定 納 税 基 準 額 (16 欄 + 17 欄)	18	

15 欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
年 分 の 所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額 の 合 計 額		19 円
19 欄のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	20	
差 引 税 額 (19 欄 - 20 欄)	21	
21 欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (21 欄 × 100 / 102.1)	22	

整理番号

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

様

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用） 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの 年分の予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の18欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、 円です。

予定納税額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	円
	合 計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

振替納税利用
金融機関名

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
年 分 の 総 所 得 金 額 (分離課税の所得は除かれています。)		1 円
1 欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2	
差 引 総 所 得 金 額 (1 欄 - 2 欄)	3	
年 分 の 分 離 課 税 の 上場株式等の配当所得等の金額	4	
所得から差し引かれる金額	5	
課税される所得金額 (5 欄の金額を、まず3 欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4 欄の金額から差し引きします。)	3 欄に対する金額 4 欄に対する金額	6 7
税 上 の 6 欄 対 する 税 額	8	
上 の 7 欄 対 する 税 額	9	
合 計	10	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	11	
差 引 所 得 税 額 (10 欄 - 11 欄)	12	(赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	13	
令和6年分特別税額控除	14	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の22欄の金額)	15	
再 差 引 所 得 税 額 (12 欄 - 13 欄 - 14 欄 - 15 欄)	16	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 16 欄 × 2.1%	17	
予 定 納 税 基 準 額 (16 欄 + 17 欄)	18	

15欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	19	円
19 欄のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	20	
差 引 税 額 (19 欄 - 20 欄)	21	
21 欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (21 欄 × 100 / 102. 1)	22	

電子通知

来年の確定申告の際には、必ず**予定納税額(合計欄の金額)**を記載し、差し引いて計算してください。

令和 7 年 6 月 13 日

税 務 署 長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和 7 年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

●予定納税について

あなたの令和 7 年分の予定納税額（第 1 期分・第 2 期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑭の金額）が 15 万円以上であった方が、法令の規定上、令和 7 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、円です。

予 定 納 税 額	第 1 期 分	円
	第 2 期 分	
	合 計	

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用	
金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第 1 期分： 令和 7 年 7 月 31 日 第 2 期分： 令和 7 年 11 月 30 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第 1 期分： 令和 7 年 7 月 1 日 ～ 同年 7 月 31 日 第 2 期分： 令和 7 年 11 月 1 日 ～ 同年 11 月 30 日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方には、納付書を同封していません。 第 2 期分の納付書は、次の方を除き後日送付します。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予 定 納 税 基 準 額 の 計 算 の 基 礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和 6 年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)		① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		②
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)		③
令和 6 年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④
所得から差し引かれる金額		⑤
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引き足りないときは、④の金額から差し引きます。)	③に対する金 額	⑥
	④に対する金 額	⑦
課税される所得金額に対する税額	令和 6 年分の変動所得の超過額	⑧
	令和 6 年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨
	差 引 金 額 (⑧ - ⑨)	⑩
	調整所 得 金 額 { (⑥-⑩×4/5) 又は(⑥×1/5) }	⑪
	特 別 所 得 金 額 (⑥ - ⑪)	⑫
	調整所得金額に対する平均税率及び税額	% ⑬
	特別所得金額に対する税額 (⑫×⑬の平均税率)	⑭
	⑦ に対する 税 額	⑮

課税される所得金額に対する税額 (⑬+⑭+⑮)	⑯	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差 引 所 得 税 額 (⑯ - ⑰)	⑱	(赤字のときは 0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
令和 6 年分特別税額控除	⑳	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉓の金額)	㉑	
再 差 引 所 得 税 額 (⑱ - ⑲ - ㉑ - ㉒)	㉒	(赤字のときは 0)
復興特別所得税額相当額 ㉒ × 2.1%	㉓	
予 定 納 税 基 準 額 (㉒ + ㉓)	㉔	

㉔の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		㉕ 円
㉕のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの		㉖
差 引 税 額 (㉕ - ㉖)		㉗
㉗のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉗×100/102.1)		㉘

詳しくは、同封の『令和7年分 予定納税について』をご覧ください。

様

来年の確定申告の際には、必ず**予定納税額(合計欄の金額)**を記載し、差し引いて計算してください。

令和 7 年10月 15 日

税 務 署 長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和 7 年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和 7 年分の予定納税額（第 2 期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑭の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和 7 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、円です。

予 定 納 税 額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	円
	合 計	

※特別農業所得者の方は、第 1 期分はありません。確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用 金 融 機 関 名	
---------------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第 2 期分： 令和 7 年11月 30 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第 2 期分： 令和 7 年11月 1 日 ～ 同年11月 30 日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、次の方には納付書を同封していません。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予 定 納 税 基 準 額 の 計 算 の 基 礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和 6 年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)		① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		②
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)		③
令和 6 年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④
所得から差し引かれる金額		⑤
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きします。)	③に対する金 額	⑥
	④に対する金 額	⑦
課税される所得金額に対する税額	令和 6 年分の変動所得の超過額	⑧
	令和 6 年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨
	差 引 金 額 (⑧ - ⑨)	⑩
	調整所 得 金 額 { (⑩-⑩×4/5) 又は(⑥×1/5) }	⑪
	特 別 所 得 金 額 (⑥ - ⑪)	⑫
	調整所得金額に対する平均税率及び税額 %	⑬
	特別所得金額に対する税額 (⑫×⑬の平均税率)	⑭
	⑦ に対する 税 額	⑮

課税される所得金額に対する税額 (⑬+⑭+⑮)	⑯	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差 引 所 得 税 額 (⑯ - ⑰)	⑱	(赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
令和 6 年分特別税額控除	⑳	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉓の金額)	㉑	
再 差 引 所 得 税 額 (⑱-⑲-⑳-㉑)	㉒	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉒ × 2.1%	㉓	
予 定 納 税 基 準 額 (㉒ + ㉓)	㉔	

㉔の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		㉕ 円
㉕のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの		㉖
差 引 税 額 (㉕ - ㉖)		㉗
㉗のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉗×100/102.1)		㉘

詳しくは、同封の『令和7年分 予定納税について』をご覧ください。

整理番号

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

様

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

●予定納税について

あなたの 年分の予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の24欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、 円です。

予定納税額	第 1 期 分	円
	第 2 期 分	
	合 計	

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

振替納税利用
金融機関名

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分： 年 月 日 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分： 年 月 日 ～同年 月 日 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限内に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
年 分 の 総 所 得 金 額 (分離課税の所得は除かれています。)	1	円
1 欄 の 金 額 の うち 譲 渡 、 一 時 、 雑 及 び 臨 時 の 各 所 得 の 金 額	2	
差 引 総 所 得 金 額 (1 欄 - 2 欄)	3	
年 分 の 分 離 課 税 の 上 場 株 式 等 の 配 当 所 得 等 の 金 額	4	
所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	5	
課 税 さ れ る 所 得 金 額 (5 欄 の 金 額 を 、 ま ず 3 欄 の 金 額 か ら 差 し 引 き 、 引 き き れ な い と き は 、 4 欄 の 金 額 か ら 差 し 引 き ま す 。)	3 欄 対 対 する 金 額 6	
	4 欄 対 対 する 金 額 7	
課 税 さ れ る 所 得 金 額 に対 対 する 税 額	年 分 の 変 動 所 得 の 超 過 額 8	
	年 分 の 変 動 所 得 た る 雑 所 得 の 金 額 9	
	差 引 金 額 (8 欄 - 9 欄) 10	
	調 整 所 得 金 額 { (6 欄 - 10 欄 × 4 / 5) 又 は (6 欄 × 1 / 5) } 11	
	特 別 所 得 金 額 (6 欄 - 11 欄) 12	
	調 整 所 得 金 額 対 対 する 平 均 税 率 及 び 税 額 13	%
	特 別 所 得 金 額 対 対 する 税 額 (12 欄 × 13 欄 の 平 均 税 率) 14	
	7 欄 対 対 する 税 額 15	

課 税 さ れ る 所 得 金 額 対 対 する 税 額 (13 欄 + 14 欄 + 15 欄)	16	
配 当 控 除 投 資 税 額 等 の 控 除 (特 定 増 改 築 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 政 党 等 寄 附 金 等 特 別 控 除 住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除 住 宅 特 定 改 修 特 別 税 額 控 除 認 定 住 宅 等 新 築 等 特 別 税 額 控 除	17	
差 引 所 得 税 額 (16 欄 - 17 欄)	18	(赤字のときは0)
所 得 税 に 係 る 外 国 税 額 控 除 等	19	
令 和 6 年 分 特 別 税 額 控 除	20	
所 得 税 に 係 る 源 泉 徴 収 税 額 (下 の 28 欄 の 金 額)	21	
再 差 引 所 得 税 額 (18 欄 - 19 欄 - 20 欄 - 21 欄)	22	(赤字のときは0)
復 興 特 別 所 得 税 額 相 当 額 22 欄 × 2.1 %	23	
予 定 納 税 基 準 額 (22 欄 + 23 欄)	24	

21欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
年 分 の 所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額 の 合 計 額	25	円
25 欄 の うち 退 職 、 株 式 等 の 譲 渡 等 、 一 時 、 雑 、 臨 時 の 各 所 得 対 対 する も の	26	
差 引 税 額 (25 欄 - 26 欄)	27	
27 欄 の うち 所 得 税 に 係 る 源 泉 徴 収 税 額 (27 欄 × 100 / 102.1)	28	

電子通知

整理番号

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用） 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの 年分の予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の24欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、 円です。

予定納税額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	円
	合 計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。
確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎 ※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
年 分 の 総 所 得 金 額 (分離課税の所得は除かれています。)		1 円
1 欄 の 金 額 の うち 譲 渡 、 一 時 、 雑 及 び 臨 時 の 各 所 得 の 金 額	2	
差 引 総 所 得 金 額 (1 欄 - 2 欄)	3	
年 分 の 分 離 課 税 の 上 場 株 式 等 の 配 当 所 得 等 の 金 額	4	
所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	5	
課 税 さ れ る 所 得 金 額 (5 欄 の 金 額 を 、 ま ず 3 欄 の 金 額 か ら 差 し 引 き 、 引 き き れ な い と き は 、 4 欄 の 金 額 か ら 差 し 引 き ま す 。)	3 欄 対 対 する 金 額	6
	4 欄 対 対 する 金 額	7
課 税 さ れ る 所 得 金 額 に 対 する 税 額	年 分 の 変 動 所 得 の 超 過 額	8
	年 分 の 変 動 所 得 た る 雑 所 得 の 金 額	9
	差 引 金 額 (8 欄 - 9 欄)	10
	調 整 所 得 金 額 { (6 欄 - 10 欄 × 4 / 5) } 又 は { (6 欄 × 1 / 5) }	11
	特 別 所 得 金 額 (6 欄 - 11 欄)	12
	調 整 所 得 金 額 対 対 する 平 均 税 率 及 び 税 額 %	13
	特 別 所 得 金 額 対 対 する 税 額 (12 欄 × 13 欄 の 平 均 税 率)	14
	7 欄 対 対 する 税 額	15

課 税 さ れ る 所 得 金 額 に 対 する 税 額 (13 欄 + 14 欄 + 15 欄)	16	
配 当 控 除 投 資 税 額 等 の 控 除 (特 定 増 改 築 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 政 党 等 寄 附 金 等 特 別 控 除 住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除 住 宅 特 定 改 修 特 別 税 額 控 除 認 定 住 宅 等 新 築 等 特 別 税 額 控 除	17	
差 引 所 得 税 額 (16 欄 - 17 欄)	18	(赤字のときは0)
所 得 税 に 係 る 外 国 税 額 控 除 等	19	
令 和 6 年 分 特 別 税 額 控 除	20	
所 得 税 に 係 る 源 泉 徴 収 税 額 (下 の 28 欄 の 金 額)	21	
再 差 引 所 得 税 額 (18 欄 - 19 欄 - 20 欄 - 21 欄)	22	(赤字のときは0)
復 興 特 別 所 得 税 額 相 当 額 22 欄 × 2.1 %	23	
予 定 納 税 基 準 額 (22 欄 + 23 欄)	24	

21欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
年 分 の 所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額 の 合 計 額		25 円
25 欄 の うち 退 職 、 株 式 等 の 譲 渡 等 、 一 時 、 雑 、 臨 時 の 各 所 得 に 対 する も の	26	
差 引 税 額 (25 欄 - 26 欄)	27	
27 欄 の うち 所 得 税 に 係 る 源 泉 徴 収 税 額 (27 欄 × 100 / 102.1)	28	

電子通知